

# リハビリテーション

## 災害時の心得

— 障害のある人たちへの減災・防災 —



2020 09

NO. 626

# 足部・脚部の障害、疾患への靴による対処の現状

田 中 隆 基

(NPO法人福祉でまちがよみがえる会  
足と靴の相談室ぐーば  
理事  
代表)



## 「足と靴のトラブル」

歩く機会の少ない現代人は、気づかぬうちに足の健康を損なっています。

足、脚の悩みで一番多いのが外反母趾、高齢者は膝の痛みです。そして老若男女を問わず、ほとんどの日本人に、自覚の無いまま、こうしたトラブルの原因となる開張足（足の横アーチが崩れて足指の付け根が平らになつている状態）が進行しています。

足のトラブルを抱えて、私たちへ靴の製作を依頼する人たちが、例外なく

訴える内容は、「痛くてはけない」「はけ

ても歩くと痛い」「合う靴が無い」等々

の「歩行具としての欠陥」です。それは、市販靴に限らず、障害者や罹患者にとつての靴である「靴型装具」についても言えることです。

戦後の高度経済成長期の20年間に、一挙に庶民生活に普及することになった日本の「革靴」。しかし、そこには、

西洋人が伝統の中で「歩くための道具」として受け入れてきた、裸足の延長である開放型の下駄、草履とは異なる「靴

の特質」を考慮する余裕が、作る側にも使う側にもなかつたのです。

そのために、欠陥靴の大量供給と、その受容による足のトラブルの激増を招いただけではなく、足部・脚部の・障害・疾患に対処する靴に関しても「歩行具」としての欠陥が顧みられないのです。

## 障害者の靴の歴史（ドイツ）

第一次大戦後のドイツでは、大量に生み出された戦傷者の社会復帰のため

に、足部障害者用の製靴技術が、整形

外科医と製靴職人の協力によつて進  
展し、「整形外科靴製造マイスター」と

いう新しい資格制度が整いました。靴

を作る技術だけではない、医学的知識

と臨床体験に基づく対処技術を身につ

けた、専門職の誕生です。今日では、

足と靴の専門技術者として社会的に認

知され、足部障害者の生活向上のため

に、医師、理学療法士等の医療・福祉

関係者との協働に励んでいます。

この技術は、伝統的な靴技術がベー

スとなつており、足部・脚部の障害に

対して器具で対処する義肢装具の技術

とは別の技術であり、誰にでも必要な

「歩行具」としての靴技術を前提に、

個々の障害や疾患に個別に対処する製

靴技術なのです。ドイツに限らず、「歩

行具としての靴」の文化のある西洋諸

国では、足の障害にはorthopedic shoes

(整形外科靴)という、「靴」の技術で

対処するのが当然のことなのです。

## 靴型装具の現状（日本）

日本においては、足、脚の障害や疾  
患に対応できる靴は、補装具の中の「靴  
型装具」とされ、靴の技術を有してい  
るとは限らない義肢装具士が提供する

ことになつており、必ずしも障害者、  
罹患者の歩行に満足できる靴とはなら  
ず、福祉・医療現場では深刻な問題と  
なっています。

義肢装具士法が運用され始めた19

90年代には、靴型装具を提供できる  
義肢装具士がほとんどない現実への  
対策も考えられていたようではありま  
すが、今日においても義肢装具士の教  
育課程で、「医師や患者のニーズに合つ  
た靴型装具」を提供できる技術が充分

に身に付くようにはなつていません。

ぐーばの活動の開始

### ぐーばでの対処の例

Kさん【写真】は、両足とも強い偏

平足で足関節亜脱臼状態、土ふまず部  
にたこがあり歩行に支障をきたす状  
態。義肢装具士による靴型装具を作製、  
装着したが、痛くて履けないため、数  
回、義肢装具士に改良してもらうもの

護学部の教官等が、NPO法人靴総合  
技術研究所の活動に注目することによ  
つて、両者の共同事業が開始されました。

10年にわたつて取り組んできたの

が、障害や疾患の有無に関わらない、  
全ての日本人にとっての、足の保健に  
役立つ靴の提供を担える人材の育成事  
業でした。

私ども「福祉でまちがよみがえる会」  
が、障害者、高齢者等の福祉の拡充を  
目指すNPOとして、県立大学の取り  
組みに参加、「ぐーば」の活動を開始す  
ることになりました。

の状態は変わらず。これ以上の改善は望めなく、そのまま履くこともできないので、義肢装具士に申し出て返品し、国民健康保険の支給金は市へ返還した。

症状改善、歩行支援のための対処が、靴、中敷きともになされていない。そもそも、症状に対処するための靴型装具作製に関する技術が無かつた結果である。靴自体の製作は当該義肢装具士にはできず、外部委託とのこと。現在、自費を覚悟で、ぐーぱにて製作中。

#### 装具を巡る不正問題の背景

2017年「治療用装具療養費の不正請求」問題が新聞報道され、それを受けて翌年、厚生労働省（以下、「厚労省」）から通知が発出され、私たちの事業が多大な影響を受けています。

「不正請求」の内容は多様ですが、その多くが、既製靴を靴型装具として申請した事例で、実はその遠因は、前世紀末に、ドイツ整形外科靴技術によ



仮合わせ用の靴で試し履き



強い偏平足で足関節亜脱臼状態

つて開発された「ドイツ靴」が大量に輸入され、義肢装具士の靴型装具で対処できずに困っていた障害者や罹患者が、靴店でドイツ靴を購入するという事態にまで遡ります。

この事態を前に、「医師や患者のニーズに合った靴型装具」を提供できない義肢装具士にとつては、一定の装具機能を有した既製輸入靴を「靴型装具」として活用することは、技術的にも経済的にも自然なことであり、2000年代を通して、このようなことが常態化することになったのです。

しかし、健康靴店でも販売されている輸入既製靴を「靴型装具」として作製したと称して、補装具の基準額で提供したのでは、保険者より先に患者からも疑問の声が上るのは当然であり、2010年代中頃には、保険者から不正請求として摘発されることになつたのです。

## 厚労省通知をめぐる混乱

厚労省の通知の本意は、当然不適切行為の抑制であり、そのために、牽制効果を狙つて、支給申請書に添付する領収書へ、義肢装具士の氏名を記載させることにしました。通知を発出した担当官にとっては、器具提供の責任者は義肢装具士以外には、思いもよらなかつたからです。「義肢装具士にも提供できない器具がある（だから、義肢装具士でない技術者が提供する器具もある）」、という1990年代には常識だった現実を、現在の厚労省担当官たちは全く認識していなかつたのです。

その結果、義肢装具士の氏名記載がない領収書での申請を拒否する保険者が続出し、保険医療現場で混乱が発生したのです。

当初は、問題を指摘された担当官も、通知発出の本意を認め、「義肢装具士でない器具製作者については各保険者で判断してください」との見解を述べて

いましたが、改善措置をとらなかつたために混乱が拡大する中で、責任回避、自己保身としか考えられない法律の恣意的な解釈を重ねて、さらに混迷を深めることになりました。

現在、この通知により、療養費の不支給になつた人々は、全員、各保険者に処分取消を求めて審査請求を提出しています。

### 補装具でも問題が発覚

この治療用器具の通知問題とは別に、補装具でも問題が発覚しましたが、本質は同じでした。

厚労省のホームページに、10年以上前から掲載されている補装具の支給事務に関する解説の、義肢装具の採型、適合については、「身体に触れた上で行う行為」であり、法の規定により「診療の補助行為」に該当するから義肢装具しかできない」との記述を根拠に、

いましたが、改善措置をとらなかつたために混乱が拡大する中で、責任回避、自己保身としか考えられない法律の恣意的な解釈を重ねて、さらに混迷を深めることになりました。

この解説の、保健師助産師看護師法および義肢装具士法に関する、驚くべき誤解釈については、さすがに最近の大蔵答弁で当局も認めざるをえず、現在は正措置が検討されていようですが、実は、治療用器具の問題が混迷している原因も、これと同じ担当官たちの法に対する誤解釈であるという意味で、問題は深刻です。

### 国会答弁を受けて

通知問題で、保険局は「採型、適合はすべて診療の補助行為だから義肢装具以外は駄目だ」と強弁していました。今年4月の国会答弁に立つた保険局長は、義肢装具士の関与の確認は「不正防止の一環」という観点から求めたと主張しています。通知に不注意から記載された「義肢装具士」に関する記述自体については、辯護を合わせて何

とか正当化しようとしていますが、さ  
すがに「義肢装具士の関与自体が支給  
要件」とは言えませんでした。

つまり、義肢装具士の関与のない治  
療用装具は、無資格者が不正を行つて

いる可能性があるので、義肢装具士の  
関与の確認を求めていた、というわけ

です。それでは「無資格者が行つては  
いけない不正」とは何か、ということ  
になりますが、続けて、医政局長が、  
それは医行為、つまり「医師の医学的  
判断及び技術を持つてするのでなけれ  
ば人体に危害を及ぼすおそれのある行  
為」ですと明言しています。

これは、今更国会でわざわざ確認す  
るまでもない、保健師助産師看護師法  
および義肢装具士法に関する安定した  
法解釈ですが、「診療の補助」概念に対  
する担当官たちの誤解釈がある中で  
は、意義のあることだったと思います。

これで、私たちが医行為を行つてい  
ない限り、療養費支給を保険者が拒否

する理由はなくなつたはずです。ただ、  
そうは言つても、この間の保険局の対  
応の推移を考えると、この保険局長答  
弁自体の無節操さからも、今後事態が  
どう推移するかは全く不透明です。  
まとめ

治療用装具の不支給問題、補装具の

問題。いずれの問題も、直接の混乱の  
要因は、保険局や社会・援護局の担当  
官による法の誤解釈そのものであり、  
その結果、「患者の治療や障害者の生活  
に必要なものの供給」という厚生行政  
の一義的任務がないがしろにされてい  
るわけですから、審査請求を出してい  
る人たちが置き去りにされないため  
に、自治体、厚労省に継続して改善を  
求めていくのは当然です。

しかし、私たちは、この問題の本質  
は、そのような担当官の資質の問題で  
はなく、靴型装具を提供するはずの義  
肢装具士が、障害者や罹患者のための

靴を提供する技術を有していない事実  
と、そのため困っている当事者の声  
とを、社会全体が知らなさすぎること  
うことだらうと考えています。

そしてその要因は、私たち日本人全  
体の、「足と靴の問題性」に関する無知、  
無関心にあるように感じています。



今号の巻頭言「無限」は、67年前の本誌創刊号に掲載した時の書体を復刻いたしました。

我が国が戦後国際社会に復帰し、社会福祉関連の諸法が施行された時と同じくして、身体障害者へ向けた情報や障害当事者の意見を掲載した唯一の専門誌として、その役割を果たしてきました。現在では国際法である障害者権利条約のもと、すべての障害者が当たり前のこととして、自らの権利を意識することが叶い、感慨深いものがあります。

九月号以降は休刊となります。創刊時の志の一貫を果たしたと自負しております。このことは、読者の皆様をはじめ、ご執筆いただいた方々等のご支援があつたからこそでございます。

「無限」に記された珠玉の言葉の一つは、永久不変であることを希求し、626号目の本誌とともに、当欄も静かに筆を置きます。

(佐々木)

## 編集委員（五十音順）

植村英晴

（日本社会事業大学名誉教授）

小野寺徳子

（厚生労働省職業安全部障害者雇用課第2課長）

菊地みほ

（東京保健医療専門職大学リハビリテーション学部准教授）

金原辰夫

（東日本旅客鉄道株式会社JR東京総合病院院長）

高戸毅

（東日本旅客鉄道株式会社JR東京総合病院院長）

田尻耕平

（公益財團法人鉄道弘済会社会福祉第二部長）

成田すみれ

（社会福祉法人いきいき福祉会ラボールケループ総合施設長）

八田和嗣

（文部科学省初等中等教育局特別支援教育課長）

次号以降

休刊

バツクナンバーについて

本誌のバツクナンバーご購入ご希望の方は直接当協会・編集室にお問い合わせください。

リハビリテーション第六二六号

定価 二百八十円

令和二年八月二十四日印刷  
令和二年九月一日発行

発行人 辻 等

発行所 社会福祉法人 鉄道身障者福祉協会

〒102-0063 東京都千代田区麹町五之一

電話 東京〇三(二二七六)〇三五〇〇

FAX 東京〇三(二二六四)四八二四

振替 〇〇一六〇一五一七九〇〇〇

e-mail: tessinkyo@kousikai.or.jp

HP: http://www.tessinkyo.jp

印刷所 タナカ印刷株式会社